

世田谷区子どもの権利条例

解説版

令和7年 11 月

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課

目次



はじめに.....	1
前文	2
(1)子どもの意見表明	2
(2)区や大人の決意表明	5
第1章 総則.....	7
第1条 条例制定の趣旨	7
第2条 言葉の意味	7
第3条 条例の目標	9
第2章 子どもの権利	10
第4条 基本となる権利	10
第5条 自分らしくいられる権利.....	12
第6条 豊かに過ごす権利	13
第7条 社会から守られ、支援を受ける権利	14
第8条 自分で自分のことを決める権利.....	15
第9条 意見を表明し、参加・参画する権利	16
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり	17
第10条 保護者の役割など	17
第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務.....	18
第12条 区民・団体・事業者の役割.....	19
第13条 区の責務.....	20
第14条 地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり.....	20
第4章 基本となる政策	21
第15条 子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重	21
第16条 子どもの居場所づくり.....	22
第17条 虐待の予防など	23
第18条 いじめや差別の予防など.....	24
第19条 貧困などの対策	25
第20条 健康と環境づくり	25
第21条 子どもの権利学習の支援.....	26
第22条 子育て支援ネットワークの形成.....	27
第23条 人材育成	28
第24条 普及啓発	29

第5章 子どもの権利擁護	30
第25条 世田谷区子どもの権利擁護委員の設置	30
第26条 擁護委員の仕事	31
第27条 擁護委員の務めなど	33
第28条 擁護委員への協力など	34
第29条 相談と申立て	35
第30条 調査と調整	36
第31条 要請と意見など	37
第32条 見守りなどの支援	38
第33条 活動の報告と公表	38
第34条 擁護委員の庶務	39
第35条 相談・調査専門員	39
第6章 推進計画・推進体制・評価検証など	40
第36条 推進計画	40
第37条 推進体制	40
第38条 国、東京都などとの協力	41
第39条 評価検証など	41
第7章 雑則	42
第40条 委任	42

(条文資料)

「世田谷区子どもの権利条例」	43
「世田谷区子どもの権利条例施行規則」	47

○本解説版の作成にあたり、ご監修をいただきました。(敬称略)

加藤 悦雄 (大妻女子大学 家政学部 教授 / 令和5-6年度期 世田谷区子ども・子育て会議 会長)

久保田 純 (日本大学 文理学部 准教授 / 令和5-6年度期 世田谷区子ども・子育て会議 副会長
同 子どもの権利部会 部会長)

はじめに

1. 子どもの権利条例について

区は、平成13年12月に23区で初めて制定した「世田谷区子ども条例」を令和7年3月に「世田谷区子どもの権利条例」に一部改正し、4月に施行しました。

今回の改正では、条例の名称に権利という言葉を追加し、具体的な子どもの権利を明記することで、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指しています。

2. 改正の経過

区は、令和5年4月の「こども基本法」の施行や、全国の自治体における子どもの権利保障に向けた取り組み、世田谷区子ども・若者調査等で明らかになった子どもたちを取り巻く状況等を踏まえ、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考え、条例改正に向けた検討を開始しました。

区長附属機関の「世田谷区子ども・子育て会議」や、「世田谷区子ども・青少年協議会」における検討結果を踏まえて条例素案を作成し、パブリックコメントでの区民意見、インターネットアンケートによる子ども・若者の意見や、学校など関係機関からの意見、区議会での議論などを反映して条文をまとめました。

主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、活かすことができるよう、条例の前文、目標、子どもの権利には、子ども条例検討プロジェクトで子どもたちが検討した意見を反映しています。（※本解説版では、ゴシック体で表記しています。）

3. 解説版作成の目的

子どもの権利条例は2年以上にわたる改正議論において、たくさんの方々のご協力のもとで完成させることができました。本条例の理解を深めていただくためには、一つ一つの条文に込められた思いを知っていただくことが必要であると考え、解説版を作成しました。

最初から読んでいただくことは元より、条例を読んでわからなかった条文を、辞書代わりに参照していただけるようにも構成しています。

なお、本解説版はこれで完成ではなく、今後、子どもの権利保障を進めていく中で、当事者である子どもも含めた区民の皆様からご意見をいただきながら、ブラッシュアップを重ねていく予定です。

4. 条例における表記

①「子どもにもわかりやすい言葉遣い」をコンセプトとしているため、極力平易な言葉を使用しています。たとえば、一般的に条例で用いられる「及び」は「と」に、「又は」は「や」に置き換えています。

②改正前の条例は、小学生国語辞典において習わない漢字を用いている熟語はルビを振り、熟語でないものは平仮名としていましたが、今回の改正ではすべての漢字にルビを振りました。

③原則として、条・項・号の引用をせずに規定するよう工夫しています。

④本条例では「こども基本法」に準じて、「成長及び発達」という表現を採用し、「子どもの成長」と「子どもの発達」をあわせて「子どもの育ち」と表現しています。
「成長」とは、身長や体重などを代表例に体が育つこと、「発達」とは、環境と関わりを伴う様々な経験や学びを通して、社会的、文化的な存在として、心や体の機能や構造が育っていくことと整理しています。

前 文

前文は、子どもたちの思いを反映した子どもの意見表明（「1. 子どもの思い」と「2. 大人へのメッセージ」）と、子どもたちの思いに応じていく区や大人の決意表明の2部構成としています。

(1)子どもの意見表明

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

【趣旨・解説】

1. 子どもの思い

ここでは、よりよく生きたいと願う子どもたちが、日常生活の中で具体的に考え感じている思いや、実現したいと望んでいることを並べて記載しています。

条文	フレーズに込めた思い
わたしは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。	たくさんの意見を、大人たちにまずはしっかり受けとめてほしいという思いを込めました。
きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。	世田谷を守っていきたいという思いには、世田谷で自分らしく健康に過ごしていきたいという意味も含めました。
私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。	個人の未来だけでなく、大人も含めた私たちみんなの未来をより発展させたいという思いを込めました。
自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。	環境や社会から与えられた選択肢だけでなく、その選択肢自体も考えたいという思いを込めました。
子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。	学校など、普段自分が過ごす場所のほかにも、子どもたちが交流してつながることのできる場所や機会を増やしたいという思いを込めました。
安心できる場所を増やしたいです。	子どもたちに寄り添ってくれる人がいて、安心して過ごすことができたり、相談できたりする場所がさらに必要という思いを込めました。
自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。	挑戦というと強い覚悟が求められる感じがするので、敷居が低く感じた、チャレンジという表現を使いました。チャレンジするだけでなく、それを深掘りすることにも繋げていききたいという思いを込めました。
大人に意見や思いを届けたいです。	大人たちの意見だけで決めるのではなく、子どもの意見を聴いてほしい、子どもたちが考えた思いや意見を、大人たちに届ける機会がもっとあったらよいという思いを込めました。
こんな思いがかなう世田谷にしたいです。	今まで述べたたくさんの「思い」がかなう世田谷を実現したい、もっと世田谷を好きになり、ずっと住み続けたいと思えるよう、魅力的な世田谷をこれからさらに目指していききたいという思いを込めました。

2. 大人へのメッセージ

ここでは、子どもたちが大人に伝えたいと考えたことを並べて記載しています。
大人への一方的な要望ではなく、対話しながらともに実現したいという思いを込めました。

条文	フレーズに込めた思い
おとなせだい 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。	子どもには、一人ひとり異なる考え方や価値観があります。時代・社会の変化に伴って、「あたり前」が変化しており、大人の考え方や価値観と異なる場合があることを理解してほしいという思いを込めました。
おとな 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。	大人たちと対話がしたい、大人たちには、自分が子どもだった時のことを思い出しながら、子どもと話をしてほしいという思いを込めました。
こ 子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。	子どもたちが表明する意見や、表明に至らない思いを大人が一方的に解釈したり判断したりして、最初から否定するのではなく、どう感じているかを子どもに聞いたうえで、まずは受けとめてほしいという思いを込めました。
みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。	子どもと大人の間だけでなく、子ども同士においても、意見表明することをお互いに尊重したい、発言や表現したことを否定されない環境がほしいという思いを込めました。
こせい 個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。	決めつけによって自分のことが周囲から否定されず、一人ひとりの考えを大切にしてほしいという思いを込めました。
こうきしん 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。	自分が興味・関心があることを探求したい、日常生活の様々な場面で、子どもの好奇心を伸ばすきっかけがあったら良いという思いを込めました。
こ すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。	学校に行けない子どもも含めて、それぞれが安心できる環境で教育を受けたいという思いを込めました。
いろいろな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。	子どもたちに寄り添い、優しく見守り話を聴いてくれる人（子どもの味方）がいて、安心して過ごせる場所が必要という思いを込めました。
「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。	大人には、最終結果だけを見るのではなく、結果に至るまでのやろうとする姿勢や、頑張っている姿など過程を含め見守ってほしいという思いを込めました。
わたし 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	子どもたち一人ひとりが悩み、真剣に考えて選んだ将来を見守り、応援してほしいという思いを込めました。

(2)区や大人の決意表明

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たちが区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たちが区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たちが区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

【趣旨・解説】

「子どもの意見表明」に対する区や大人の姿勢や責任として、子どもの声を聴きながら子どもの最善の利益を考えると、誰もがつながり支え合う地域をつくること、子どもの権利に関して子どもに伝えていくべき視点について記載しています。

条文	解説
子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。	子どもの権利は人権であり、すべての子どもが生まれながらにもっているものです。権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるのではなく、義務や責任を果たさないからといって奪われるものでもありません。
子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。	子どもが、伝えたい相手に、自分の思いや意見を意見表明できた経験や、それをきちんと受けとめ尊重された経験は、子どもをエンパワーし、その後の人生を生きる大きな力になります。

わたし 区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。	私たち区や大人が子どもの最善の利益を考え、子どもに影響を与える決定をするときは、何が子どもにとって最も良いことなのかを判断の基準にすることが必要です。
子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。	子ども自身が子どもの権利を学ぶことは、自分の権利を知ることだけでなく、家庭や学校、日常生活や地域社会の様々な場面において、他者の権利を知り、気づく機会となります。こうしたことを知ることでより一層、他者を思いやり、配慮する力などが養われると考えています。
私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。	地域の大人たちが子どもを支え、育んでいくと同時に、子どもは地域に活気を与え、明るく豊かにします。区や大人と子どもたちは対等な関係のもとで、ともに支え合い、地域社会をつくっていきます。
この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。	「日本国憲法」、国連「子どもの権利条約」の範囲内で、「こども基本法」の理念に基づき本条例を定めます。
私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。	子どもたちが身体的、精神的、社会的に満たされ、その子にとって心地よい、幸せな状態で過ごすことができ、そうした日が、明日もその先も続くと思える社会を実現することを宣言しています。

第1章 総則

(第1条～第3条)

本章では、条例全体を通して通用される一般的・包括的な事項について規定しています。

（条例制定の趣旨）	
第1条	この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。

【趣旨・解説】

条例制定の趣旨について規定しています。

平成13年の子ども条例制定当時の「子どもがすこやかに育つことができるように」という制定趣旨を踏まえながら、「日本国憲法」、国連「子どもの権利条約」の範囲内で、「こども基本法」の理念に基づき、子どもの権利が当たり前に保障される文化及び社会をつくるという基本的な考え方について規定しています。

この条例は、社会情勢や区を取り巻く環境が変わっても、世田谷区で生活するすべての人々にとって、子どもの権利保障に取り組む際の基本となるものであり、計画の策定や施策の実施・評価検証を行ううえでの原点となる基本的な理念を定めるものです。

（言葉の意味）	
第2条	この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。
(1)	まだ18歳になっていないすべての人
(2)	この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人
2	この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。
3	この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
4	この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。
5	この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。
6	この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

【趣旨】

条文解釈に疑義が生じないよう、この条例で使用する言葉について定義しています。

【解説】

(第1項第1号)

「児童福祉法第4条」や国連「子どもの権利条約」では児童を満18歳未満の者と定義しており、これに準じた定義としています。

また、さまざまな境遇におかれた子どもを対象にしていることや、区内在住の子どもだけでなく、通学や通勤等で区内にいる子どもも対象としていることを「すべて」という文言で表現しています。

(第1項第2号)

人の成長発達は連続性をもっており、18歳の到達によって一律的に本条例の対象外とするのではなく、一人ひとりの状況に応じて18歳以降も本条例の対象とすることを目的に新設した定義です。

この定義への該当の可否については、事業ごとに区が個別に検討しますが、満18歳未満という年齢で区切ることで支援が分断し、子ども自身の自立が妨げられないよう、たとえば高校3年生世代については18歳の年度末まで対象年齢を延長することや、社会的養護における措置延長を踏まえ、対象年齢を20歳まで延長することなどを想定しています。

(第2項)

この条例を読んだ大人が、かつて自分が子どもだった時のことを思い出し、子どもの権利を自分ごととして捉えてほしいという思いを込めて定義しています。

(第3項)

親と、様々な理由により、親に代わり、親としての役割を果たす祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人を「保護者」と定義しています。

(第4項)

「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」を、具体的に定義しています。

(第5項)

「区民・団体・事業者」には、子どもたちが日常生活の中で関わる多様な人や組織が含まれることを示しています。

(第6項)

子どもに直接的にかかわる部署だけではなく、区の組織におけるすべての部署を「区」と定義しています。

(条 例 の 目 標)

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

- (1) 子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。
- (2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。
- (3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

【趣旨】

この条例が目指す目標について規定しています。

【解説】

(第1項第1号)

子ども条例検討プロジェクトにおいて中高生世代のメンバーが検討した結果を一つ目の目標に掲げました。

笑顔でいたい、チャレンジできるまちにしたいという意見交換をもとに、当初は「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」としましたが、その後、条例（素案）に寄せられた区民意見などを踏まえて、チャレンジの結果笑顔になるのではなく、笑顔でチャレンジしたほうが良いと議論を行い、「一人一人が笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」にまとめました。

「自分らしく」とは、自分が自分であることを周囲から否定されたり脅かされたりしないことをいいます。

(第1項第2号)

全ての子どもには、生まれながらにして子どもの権利があり、自分らしく幸せに生きるため、権利を行使することができます。

区や大人は子どもの権利を守るため、子どもの最善の利益を考え、実現していくことを明記して、決意表明しています。

(第1項第3号)

家庭等にとどまらず、子どもが様々な場面で、多様な人々との関わりを通じて、「自分の意見を聴いてもらっている」、「自分の意見が尊重されていること」を実現できる社会の実現を目指していくことが必要です。

世田谷区において子どもの権利が当たり前に保障される文化と社会を絶えずつくり出し、子どもと大人が協力しながら、後世にわたって継承し、さらに発展させていくことを目標に掲げています。

第2章 子どもの権利

(第4条～第9条)

本章では、具体的な子どもの権利を並べて規定しています。(権利カタログ)

世田谷区の子どもたちに対する様々な調査結果から、子ども自身が主体的に遊ぶ権利や学ぶ権利等を行使しようと思っても、環境や社会によって子ども自身が考えて決める余地(スケジュールや時間を含む)を制限され、結果として行使できないという実態があることが明らかとなったことから、「日本国憲法」、国連「子どもの権利条約」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」を踏まえ、具体的な子どもの権利を明記することとしました。

第4条には、国連「子どもの権利条約」の4つの一般原則を引用して規定しています。

第5条から第9条には、中高生世代の子どもたちが「子ども条例検討プロジェクト」において検討を行い、子どもたちが特に重要と考えた権利を中心にわかりやすく表現し、子どもの権利学習にも活用しやすいように記載しています。「日本国憲法」や国連「子どもの権利条約」等が保障する子どもの権利をすべてこの条例に規定するというものではなく、また、この条例に規定した権利のみが保障されるということでもありません。

基本となる権利	
第4条	平成元年(1989年)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など(以下「年齢など」といいます。)にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。 (1) いかなる理由でも差別されない権利 (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいこととが何かを考えられる権利 (3) 生きる権利と成長・発達する権利 (4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

【趣旨】

国連「子どもの権利条約」が規定する、全世界で共通の基本となる権利を引用して規定しています。また、他の権利を考える上でも考慮されなくてはなりません。

【解説】

(第1項第1号) 「いかなる理由でも差別されない権利」

国連「子どもの権利条約」第2条「差別の禁止」です。

すべての子どもは、いかなる理由でも差別されず、この条例に定めている子どもの権利も含めたすべての人権が保障されます。

(第1項第2号) 「子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利」

国連「子どもの権利条約」第3条「子どもの最善の利益」です。

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えられます。

(第1項第3号) 「生きる権利と成長・発達する権利」

国連「子どもの権利条約」第6条「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」です。

すべての子どもの精神的な安定、衣食住が保障され、児童虐待などからも命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

(第1項第4号) 「自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利」

国連「子どもの権利条約」第12条「子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）」です。

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は子どもの発達に応じて子どもの意見を十分に考慮します。

(自分らしくいられる権利)
第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。
(1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利
(2) 公正に評価される権利

【趣旨】

「平等権」として、「自分らしくいられる権利」を規定しています。

【解説】

(第1項第1号)「自分らしくいられ、個性が尊重される権利」

当初考えた「差別を受けない権利」を掘り下げていく中で、そのままの自分を否定されず、個性を認めてもらいたいという意味にたどり着き、「自分らしくいられ、個性が尊重される権利」としてまとめました。

「自分らしく」とは、自分が自分であることを周囲から否定されたり、脅かされたりしないことや、思ったことや感じたことを表現することができることをあらわします。

「個性」とは、基本的人権を定めた、日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」の個人を基盤としており、社会の中で生きていくうえで、その人がもつ特徴とその人自身の主体性のことをあらわします。

(第1項第2号)「公正に評価される権利」

「やりたい気持ち、やったこと、その過程も含めて認めてほしい」という思いを込めています。成果だけを切り取って評価するのでなく、成果までの一連の過程も踏まえたうえで評価してほしいという議論を踏まえ、個人個人に合わせて「公正に評価される権利」としてまとめました。

また、評価されること、自分のことを自身で評価することがアイデンティティ形成につながるといった意見がありました。

コラム①「子ども条例検討プロジェクト」

中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」が条例の検討を行いました。

令和5年度に実施した「小学生・中学生アンケート」や、児童館・青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」などで広く子どもたちから聴いた意見などを踏まえて、ワークショップで議論を行い、メンバーの子どもたちが条文案を作成しました。



(ゆたかにすごすけんり)
(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。

そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利
- (5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

【趣旨】

「幸福追求権」として、「豊かに過ごす権利」を規定しています。

【解説】

(第1項第1号) 「今も将来も豊かに生きることができる権利」

精神的、経済的、社会的に豊かで気持ちが満たされている状態（ウェルビーイングな状態）で生きたいという意見がありました。

将来のためだからといわれて、今が辛くても我慢するのではなく、今の自分が豊かに生き、そして、その状態をずっと継続していきたいという思いを込めています。

(第1項第2号) 「自分のやりたいことを追求できる権利」

自分のやりたいことを追求して熱中したいという思いを込め、豊かに生きることができる権利を強調するかたちで記載しました。

「やりたいこと」には「好きなこと」の意味も含まれているということを確認したうえで、「自分のやりたいこと」という表現でまとめました。

(第1項第3号) 「思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利」

環境や社会などから色々なことが求められ、忙しい状況にあっても、自分が楽しいと思えることをしたいという意見があり「遊ぶ権利」を記載しました。

区では子どもの成長・発達を支える遊びを大切にしており、のびのびと遊び、育つことが出来る環境づくりを、子ども・若者総合計画（第3期）の政策の柱に位置付けています。

(第1項第4号) 「自分が知りたい情報を得られる権利」

情報にアクセスできるようにしてほしい、難しく理解できない情報もあるため、もっと子どもがわかりやすいかたちで情報が提供されることで、色々なことを知り興味をもつことができるという意見がありました。

「知る」、「情報」という言葉や、「機会を得られる権利」の意味を掘り下げていく中で、「自分が知りたい情報を得られる権利」という具体的な表現にまとめました。

(第1項第5号) 「心や身体が疲れた時に休息することができる権利」

アクティブに過ごすだけでなく、ゆっくり過ごす、心を休ませることも必要という意見があり追加した権利です。辛い状況から離れること、無理しすぎないこと、休むことについて理解してほしいという思いを込めています。この権利は、国連「子どもの権利条約」第31条にも規定されています。

(社会から守られ、支援を受ける権利)
第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) 安全で安心して生きることができる権利 (2) 健康に暮らせる権利 (3) 生活環境と自然環境が守られる権利

【趣旨】

「社会権」として、「社会から守られ、支援を受ける権利」を規定しています。

【解説】

(第1項第1号)「安全で安心して生きることができる権利」

社会の中で生活していくうえで、安全で安心して生きることがもっとも大切であるという意見があり、「社会権」全体を包括した権利としてまとめました。

日常的に暴力や暴言を受けることが無く、自分が安全でいられるということと、自分の身の回りの環境が安全であるという意味を込めています。

(第1項第2号)「健康に暮らせる権利」

生きていくうえで、心身ともに健康であり、年齢に応じた衣食住が適切に提供されることが大事であることから、「健康に暮らせる権利」を記載しました。

当初、生きることが出来る権利に含めて整理していましたが、「生きる」というテーマと、健康は分けた方が良いという意見を反映して独立させました。

(第1項第3号)「生活環境と自然環境が守られる権利」

人々が暮らす上での生活環境と、世田谷の特色でもある樹木や草花、公園がたくさんある自然環境という2つの意味の環境が守られることが必要であることから、権利としてまとめました。

ごみ問題や住民のマナー、気候変動の問題などについてたくさんの議論を交わした中で、自分たちが生活する環境を守ってつくりだしていきたいという意見があり、条例前文にも、自然豊かな世田谷を守っていきたいというフレーズを記載しています。

(自分で自分のことを決める権利)	
第8条	子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。
(1)	自分で選択して自由に自己決定できる権利
(2)	自分らしく学び、成長・発達できる権利
(3)	様々なことに挑戦して失敗できる権利

【趣旨】

「自由権」として、「自分で自分のことを決める権利」を規定しています。

【解説】

(第1項第1号)「自分で選択して自由に自己決定できる権利」

学校生活や私生活におけるきまりや、男女の違いなどについて議論を行う中で、「自己決定できる権利」と「選択できる権利」が必要という意見がありました。

自己決定は自分の選択の上で成り立っており、誰かに用意された選択肢の中から選ぶのではなく、それも含めて自分で考え決定することが必要であることから、2つをあわせて「自分で選択して自由に自己決定できる権利」としてまとめました。

(第1項第2号)「自分らしく学び、成長・発達できる権利」

自分の興味関心のある分野について学び深掘りしたい、自ら考える力を養いながら成長したいという意見がありました。

学びたくなるような環境がほしい、学びに関して自己決定したいという思いも込めています。

(第1項第3号)「様々なことに挑戦して失敗できる権利」

過度に成果が求められる社会において、失敗を恐れるあまり挑戦できないことがあるという意見がありました。

自分なりにがんばった結果失敗しても、受けとめてもらえるという権利が広く認められれば、もっといろいろなことに挑戦するハードルが下がり、挑戦する機会を増やすことができるという思いを込めています。

^{いけん ひょうめい さんか さんかく けんり} (意見を表明し、参加・参画する権利)	
^{だい じょう こ} 第9条	^{じぶん いけん おも ひょうめい じぶん かか さんか さんかく} 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画すること ^{おも つぎ かか けんり ほしょう} ができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) ^{いけん おも さまざま ほうほう あらわ けんり} 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利 (2) ^{たいわ きょうどう けんり} 対話をして協働する権利 (3) ^{ちいき さんかく けんり} 地域に参画する権利

【趣旨】

「請求権・参政権」につながる権利として、「意見を表明し、参加・参画する権利」を規定しています。

【解説】

(第1項第1号) 「意見や思いを様々な方法で表すことができる権利」

すべての人には、多様な表現により自分の意見や思いを表す権利があります。

言葉だけでなく、泣き声や表情、行動など、様々な形で表現される子どもの意見や思いを受けとめてほしいという思いを込めています。

(第1項第2号) 「対話をして協働する権利」

大人や他人に話を聴いてもらえないことがあったという意見がありました。

もっと対等に話をしたい、話をしたうえで一緒にさまざまなことに取り組みたいという思いを込めています。

当初は「対話する権利」でしたが、「対話」の先に、大人と子どもで話し合い、活動しながら合意形成をしていく「協働」があるという議論を反映して、「対話して協働する権利」としました。

(第1項第3号) 「地域に参画する権利」

学校以外の人ともつながりたいという意見がありました。

自分の住む地域の活動に参画でき、地域に子どもの声を反映させたいという思いを込めています。

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(第10条～第14条)

本章では、条例の目的を達成するため、子どもの育ちに関わる者それぞれが果たすべき役割や責務について規定しています。

ほごしや やくわり (保護者の役割など)	
だい じよう	ほごしや こ けんり まも こ もっと もよいこと だいいち かんが 第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、
こ いけん き じつげん む こ よ そ せいちょう はったつ ささ こ	子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの
みちか あんぜん き ち たいせつ やくわり にな	身近な安全基地となる大切な役割を担います。
2 ほごしや こ おも よ おも	保護者は、子どものためを思い、良かれと思っでることが、子どもの意思に反していた
り せいちょう はったつ きかい うば こ いけん おも き	り、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴き
ながら こと かんが	ながら、子どもとともに考えます。
3 ほごしや じしん あんしん じぶん こうふく たいせつ ほごしや ちいき こそだ	保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育て
を支えられ ひつよう しえん う けんり ほしょう	を支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

【趣旨】

子どもの最も身近で、子どもの生活を支え、子どもの主体性を尊重できる存在である保護者の役割について記載しています。

【解説】

(第1項)

保護者が子どもの最善の利益を考え、子どもに影響を与える決定をするときは、何が子どもにとって最も良いことなのかを判断の基準にすることが必要です。

身近な安全基地である保護者に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

(第2項)

大人は子どもの意見を受けとめ、対話を通じて最善の利益を考えます。子どもの意見を十分に聴き、大人の都合になっていないか、子どもにとって一番良いことは何かという「ものさし」で考える必要があります。

(第3項)

子どもには子どもの権利（人間としての人権と、子ども期特有の人権）が保障されるとともに、大人にも人権があり自分らしく幸せに生きることが保障されることを明記しています。

子どもの保護者は家庭を通して子どもの養育の第一義的責任を担いますが、そのためには保護者自身が安心して、自分らしく、幸福でいられるといった「保護者の権利」が実現され、自分の気持ちや意見を表明し、多くの人の励ましや支えの中で、ゆとりをもって子育てできる環境を確保していく必要があります。

^{がっこう} ^こ ^{かか} ^{しせつ} ^こ ^{かか} ^{だんたい} ^こ ^{かか} ^{じぎょうしゃ} ^{せきむ} (学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務)											
^{だい} ^{じょう} ^{がっこう} ^こ ^{かか} ^{しせつ} ^こ ^{かか} ^{だんたい} ^こ ^{かか} ^{じぎょうしゃ} ^こ 第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子ども											
^{にんげんせい} ^{ゆた} ^{しょうらい} ^{かのうせい} ^{ひら} ^こ ^{しゅたいせい} ^{そんちょう} もが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、											
^{けんり} ^{ほしょう} ^{せきむ} 子どもの権利を保障する責務があります。											
^{がっこう} ^こ ^{かか} ^{しせつ} ^こ ^{かか} ^{だんたい} ^こ ^{かか} ^{じぎょうしゃ} ^こ 2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの											
^{けんり} ^{ほしょう} ^く ^{くみん} ^{だんたい} ^{じぎょうしゃ} ^{れんけい} ^{きょうりよく} ^{せきむ} 権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。											
^こ ^{かか} ^{じぎょうしゃ} ^{こよう} ^{ろうどうしゃ} ^{こそだ} ^{かんきょう} ^{せいび} 3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとと											
^{ちいき} ^こ ^{じぶん} ^{ゆた} ^{そだ} ^{はいりよ} ^{じぎょうかつどう} ^{おこな} もに、地域の子どもの自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行											
^{せきむ} う責務があります。											

【趣旨】

多様な主体が子どもの権利についての理解を共有し子どもに関わっていくことが重要であると
と考へ、「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」の責務
について記載しています。

【解説】

(第1項)

「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」は、子どものた
めに、子どもと直接的に関わる存在であるため、役割でなく責務として、子どもの権利を保障す
ることを明示し、子どもの主体性を尊重することを定めています。

(第2項)

「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」には、区や
様々な主体と連携・協働して、地域の中で、子どもの権利保障のための活動を推進することが
求められます。

(第3項)

事業者が雇用する労働者の子育てを支えることに配慮することを定めています。

子どもが育つことや子育てしやすい地域社会をつくっていくためには、事業活動を通じて、
子どもや子育て家庭に大きな影響をもたらす事業者の関わりがかかせません。

子どもに関わる事業者には、社会的な責任を認識し子どもや子育て家庭に配慮しながら事業
活動を進めるとともに、子どもが豊かに育つことができる地域の環境づくりのための活動につ
いても積極的に関わっていく責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)
第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。
2 事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

【趣旨】

「保護者」や、「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」のほかに、子どもが日々の生活において関わる多様な「区民・団体・事業者」の役割について記載しています。

【解説】

(第1項)

「区民・団体・事業者」が、日常生活の中で子どもや子育て家庭を見守るとともに、地域社会全体で子どもの成長・発達を支えていくという意識をもつことで、子どもの権利が保障される地域づくりにつなげていきます。

(第2項)

改正前の「雇い主の協力（第29条）」を事業者の役割として改めました。事業者には、その雇用する労働者の子育てを支える役割があるとともに、子どもの権利保障の視点をもって事業活動を行うよう努めることについて定めています。

コラム②「子どもの権利まるっとプロジェクト」

保育課や区内保育園では、「保育園と家庭で子どものことを考えよう」をテーマに、子どもの権利の普及啓発を進めています。

子育てをしている中で、子どもや自分の「権利」を大切にしていこうと考えた時に、日常よくある場面の中から、どのようなことが子どもの権利に関わってくるのか、どうすれば子どもの権利を守ることに繋がるのかを具体的な事例と共に紹介しています。



くせきむ (区の責務)														
だい	じょう	く	こ	けんり	ほしょう	せいさく	そうごうてき	じっし	せきむ					
第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。														
2	く	こ	せいさく	じっし	ほごしゃ	がっこう	こ	かか	しせつ	こ				
2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。														
	かか	だんたい	こ	かか	じぎょうしゃ	くみん	だんたい	じぎょうしゃ	れんけい	きょうどう	こ			
	しえん	てんかい												

【趣旨】
 条例が目標に掲げる「子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会」を実現するため、区は子ども政策を計画・推進し、様々な機関や組織・団体と連携しながら実施していきます。

【解説】
 (第1項)
 子どもの権利を尊重し、子どもの権利を保障することの実現を目指した区の政策を総合的に実施することを、区の責務として記載しています。

(第2項)
 区は、「保護者」、「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」や、「(子どもも含めた) 区民・団体・事業者」と連携・協働のうえで、子どもへの支援を展開していくことを明記しています。

(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)											
だい	じょう	く	こ	ふく	く	みん	ちいき	なか	ささ	こ	じつげん
第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に											
む	だれ	たす	あ	じはつてき	かつどう	けいぞく	ひつよう	とりくみ	おこな		
向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。											

【趣旨・解説】
 地域で暮らす一人ひとりの区民や団体などが、身近にいる子どもや保護者を温かいまなざしで、肯定的に見守り、子どもの最善の利益や育ち、保護者の安心した子育てに積極的に関わり協力していくことで、子どもにやさしいまちの実現につなげます。

区と区民は連携協力のもとで必要な取組を行うとともに、様々な主体による自発的な活動が継続して行われるよう仕組みを作っていきます。

第4章 基本となる政策

(第15条～第24条)

本章では、条例の目的を達成するための基本となる政策について規定しています。

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)	
第15条	区は、様々な場面や機会、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。
2	区は、子どもが主体となつて、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となつて参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。
3	区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。
4	区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

【趣旨】

一人ひとりの子どもが区の重要な一員であることに基つき、区が様々な工夫のもとで、子どもが地域社会の主体として参加・参画する機会の確保と、子どもの意見を尊重することについて規定しています。

【解説】

(第1項)

子どもの身近な場所など、子どもが過ごす様々な場面において、子どもが意見を表明し、参加できる機会を継続的に設けることを規定しています。

(第2項)

子どもの声を聴くためには、参加者が安心して話をできるよう環境を整備することが重要です。会議のほか、日頃の活動の中でも安心して意見表明できる場の確保も必要であることを規定しています。

(第3項)

乳幼児期の子どもの意思は、言葉だけでなく、泣き声や表情、行動など、発する声に限らず、様々な形で表現されます。これらの表現を保護者や周囲の身近にいる大人が、仕草などから感じ取り、やり取りの中で受けとめることが重要です。

乳幼児、障害児・医療的ケア児や日本語が母国語でない子ども、人に対して自分の意見を言うことを苦手とする子どもなど、多様な意見表明の場があってもなかなか意見が表明できない子どもたちからの意見や思いも受けとめ、尊重することを規定しています。

(第4項)

子どもの意見や思いを受けとめることは、子どもの安心や自身につながり、その後を生きる大きな力となります。

区は、子どもの意見や思いを受けとめるだけでなく、意見や思いの実現について検討をした結果や、その理由のフィードバックに努めることを規定しています。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めています。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めています。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めています。

【趣旨】

区が運営する居場所に限らず、習い事、子ども食堂、災害時の居場所などの、日常的には行政と密接に関わっていないような子どもの居場所についても、条例の理念を行き届かせることを目指し、質の高い多様な居場所を確保することについて規定しています。

【解説】

(第1項)

乳幼児から学齢期、高校生世代、青年期に至る年代など、子どもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりが必要であるため、居場所づくりと、その質の確保に努めていくことを規定しています。

(第2項)

子ども自身が安心でき、自分らしく過ごすことができる居場所を、子どもの意見や思いを聴き対話を通じて実現することが必要であることを規定しています。

居場所においては、「動」的に活動するだけでなく、何もしない、のんびりするといった「静」的に過ごすこともできるなど、自分の意思が尊重されることが重要です。

(第3項)

子どもが安心して過ごすことができる居心地のよい環境を、多様な居場所の連携により、それぞれが運営する子どもの居場所の中だけでなく様々なコミュニティの場にも広げることで、一人ひとりの子どもが主体となり、安心して自分らしく過ごせる環境をつくることを規定しています。

（虐待の予防など）

第17条 誰であつても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

【趣旨】

改正前は「虐待の禁止」という表題でしたが、未然に児童虐待が起こらない地域社会を構築するため、「虐待の予防」に改めました。

児童虐待防止対策は、児童相談所や子ども家庭支援センターが中心となり進めていますので、ここでは子どもの権利保障の観点における虐待の予防などについて規定しています。

【解説】

（第1項）

「児童虐待の防止等に関する法律」第2条では、児童虐待を、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4種類に分類しており、第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と規定しています。

また、「児童福祉法」第33条の10、第47条などでは、被措置児童等虐待や、体罰禁止について規定しています。

（第2項）

子どもの権利を保障する責務（条例第11条、第13条）を有する、区や、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、世田谷区要保護児童支援協議会など顔の見える関係を構築し、日常的な連携・協力のもとで、子どもや子育て家庭に対して必要な支援を行うことを規定しています。

（第3項）

子どもの「生きる権利と成長・発達する権利」（条例第4条）などを守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターが連携し、対応することを規定しています。子どもの権利保障への理解とともに、児童虐待予防に関する理解を広めていくことが必要なため、普及啓発を通じて意識を高め、地域で虐待の予防に努めていくことを規定しています。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

【趣旨】

「いじめ防止対策推進法」などに基つき、いじめや差別の予防について規定しています。

【解説】

(第1項)

子どもの「いかなる理由でも差別されない権利」(条例第4条)などを守るため、誰であっても、いじめや差別などを受けない権利があることを明記しています。

「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめについて「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義しています。

また、世田谷区教育委員会「いじめ防止に向けた手引き」では、いじめが生まれる背景のひとつとして、「発達障害を含む、障害のある児童・生徒」や「海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国籍の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒」等について、正しい理解がないことによって偏見や差別意識が生まれることが考えられると記載していることから、今回の改正では、差別の予防についても併せて規定しています。

(第2項)

区の「いじめ防止基本方針」に基つき、いじめや差別を学校のみならず地域社会で関わるべき問題として捉え、区、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携のもと、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など必要な仕組みづくりを行っていくことについて規定しています。

ひんこん たいさく (貧困などの対策)	
だい じゅう だれ 第19条 誰であつても、	ひんこん かんれん う そだ かんきょう あんしん 貧困などに関連する生まれや育つた環境などにかかわらず、安心して
そだ けんり 育つことができる権利があります。	
く ひんこん ぼうし かいしょう む 2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、	こ げんざい しょうらい う そだ かんきょう 子どもの現在と将来がその生まれや育つた環境
さゆう こ じぶん ゆた そだ かんきょう に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の	
せいび つと 整備に努めていきます。	

【趣旨】

「子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的負担の軽減のための支援を実施する関係機関をはじめ、地域が一体となって連携を強化し、施策や個別事業の適正な調整を図りながら子どもの貧困対策に取り組んでいます。

【解説】

(第1項)

子どもの貧困対策の推進にあたっては、子どもの現在及び将来がその生まれ育つた環境に左右されることがないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくと同時に、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、子どものことを第一に考えた適切な支援に取り組んでいくことを規定しています。

(第2項)

子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、関係機関をはじめ地域が一体となり推進する必要がある、区は、これらの連携強化を含めた環境整備に努めることを規定しています。

けんこう かんきょう (健康と環境づくり)	
だい じゅう く こ けんこう ほ じ ぞうしん 第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、	こ じぶん ゆた そだ 子どもが自分らしく豊かに育
あんぜん りょうこう かんきょう せいび つと つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	

【趣旨・解説】

区は、保健所や各総合支所の健康づくり課が実施している、健診・検診、予防接種、食育などの取組みを通じて、子どもの健康を保持し増進していくことを規定しています。

また、事故や犯罪に巻き込まれないよう、子どもの学びの機会も含め安全で良好な環境整備に努めていきます。

(こどもの権利学習の支援)	
第21条	区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。
2	区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

【趣旨】

区の子どもを対象とした様々な調査の結果、「子どもの権利」について子どもの認知度が低いことが明らかになったことから、「子どもの権利学習の支援」を条例の基本となる政策に位置付け、取組みを推進していきます。

【解説】

(第1項)

子ども自身が子どもの権利を行使するためには、その前提として子どもの権利について理解を深めることが必要です。

区は、学校や子どもに関わる施設など、日常的に子どもが活動する場所において、子どもが子どもの権利について学ぶ機会を提供することで、子どもたちの理解を支えています。

(第2項)

「子どもの権利」についての理解を深めた大人が、子どもの権利保障の取組みを実践するとともに、日常的に姿勢や態度などで、時には説明を加えながら子どもに伝えていくことが重要です。

区は、普及啓発や研修会の実施などを通じて、保護者や子どもに関わる「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」における教職員、区民、区職員など子どもの周りの大人に対して、子どもの権利の理解促進に向けた取組みを推進していきます。

こそだ しえん (子育て支援ネットワークの形成)	
だい じょう 第22条	く 区は、 こ 子どもの そだ 育ちや こそだ 子育てを、 こ 子どもや ほごしやこじん 保護者個人の せきにん 責任とはせず、 ちいきしやかいぜんたい 地域社会全体 ささ あ でともに支え合い、 こ 子ども ひとり 一人ひとりの けんり 権利が ほしょう 保障される ちいき 地域づくりを すいしん 推進していきます。 2 く 区は、 たよう 多様な しゅたい 主体による こそだ しえん 子育て支援ネットワークの けいせい 形成における、 ちゅうしんてき 中心的な やくわり 役割を にな 担いま す。

【趣旨】

子どもに関わる多様な区民や団体の活動が盛んであることが、世田谷区の大きな特徴です。これらの多様な主体が子どもの権利の実現に向けて、のびのびと活動していくことを支えるため、区が子育て支援ネットワークの中心的な役割を果たすことを明記しています。

【解説】

(第1項)

「こども基本法」第3条が規定する「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」という認識を踏まえながらも、区は、子どもの育ちや子育てが子どもや保護者だけの責任とならないよう、「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」などの多様な主体が子育て家庭を支えるための地域づくりを推進していきます。

(第2項)

子育て支援ネットワークの形成において、区が中心的な役割を果たし、その支援を推進していくことを明記しています。

^{じんざいいくせい} (人材育成)									
第23条	^{だい}	^{じょう}	^く	区は、	^こ	^{いけんけいせい}	^{いけんひょうめい}	^{しえん}	子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。
2	^く	^こ	^{いけんけいせい}	^{いけんひょうめい}	^{しえん}	^{じんざい}	^{けいぞくてき}	^{いくせい}	区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

【趣旨】

条例の理念を実践する担い手となる人材を継続的に育成する必要があるため、人材育成の条文を新設しました。

【解説】

(第1項)

子どもの権利が当たり前に保障されるまちや文化をつくるためには、子どもにかかわる大人などが、子どもの意見形成、意見表明をサポートしていくことが重要です。

子どもとの日常的なかかわりにおいて、子どもの意見表明権を支えることができる大人などを増やしていくための人材育成に努めます。

(第2項)

子どもの意見形成や意見表明を支える大人などをロールモデルとして、その支援を受けた子どもたちが成長した時に、今度は子どもの意見表明・意見形成をサポートする立場になるなど、担い手が循環するための取組みを進めていく必要があります。

ふきゅうけいはつ
(普及啓発)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

【趣旨】

子どもの権利に関する広報・普及啓発を区が政策的に進めていく必要があります。子どもの権利が当たり前に保障されるまちを目指すためには、条例を子どもも含めた多様な主体に周知して、自分ごととしてとらえてもらう必要があります。

【解説】

(第1項)

子どもの権利条例の啓発を通じて、子どもの権利についてまずは知ってもらい、次に理解を深め、子どもと大人が対話し、権利の実現に向けた実践をするなどの段階を踏みながら、すべての区民に理解を深めてもらい、発展できるよう、取組みを進めていきます。

(第2項)

子どもへの普及啓発だけでなく、大人に対しても普及啓発を実施する必要があることを規定しています。それぞれの対象に応じた創意工夫のもとで取組みを進めていきます。

(第3項)

区や大人は子どもたちに対して、子どもには無条件で子どもの権利があることと同時に、子どもの権利は一方的に行使できるものではなく、他の子どもや大人の権利を互いに尊重したうえで成り立つということも伝えていく必要があります。

国連ユニセフは、子どもの権利がもたらす効果として、皆に権利があることを学ぶことで、多様性を認めあう寛容で柔軟な、また責任ある市民として子どもが成長していくことを示しています。

(第4項)

国連総会で子どもの権利条約が採択された11月20日を世田谷区子どもの権利の日として定め、子どもの権利や子どもの権利条例の普及啓発を行い、すべての世代を対象とした気運醸成に取り組み、子どもの権利を文化として実感できるまちづくりを進めていきます。

第5章 子どもの権利擁護

(第25条～第35条)

本章では、子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行い、個別救済のための申立て等により、関係機関との連携・協力のもと、調査、調整等を行い、問題の解決を図るための子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）」について規定しています。また、子どもの権利擁護委員の設置に際して必要な事項については、「世田谷区子どもの権利条例施行規則」で定めています。

(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。
- 2 擁護委員は、5人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

【趣旨】

子どもの権利擁護委員を、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として設置することについて規定しています。

【解説】

(第1項)

子どもの権利侵害は、区立・私立学校のほか、保育所、児童館や家庭など、さまざまな場所で発生することが想定されることから、区長部局と教育委員会が一体となって救済等に取り組んでいくことを明確にするため、区長と教育委員会の共同設置としています。

(第2項・第3項)

擁護委員は第三者機関として、区や教育委員会の都合によらず、子どもを、子どもの権利の侵害から救済します。法律、福祉、教育等の分野で十分な活動実績があり、人格に優れ、子どもの権利擁護に理解や優れた見識を有し、子どもの最善の利益を尊重して、調整や課題解決に当たることができる人を選定しています。

(第4項)

擁護委員の任期は3年としています。支援の継続性を想定し、再任の回数限度は設けていませんが、連続就任は最長で10年としています。（世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱）

(第5項)

附属機関の構成員の解職については、心身の故障、適格性の欠如等これをやむを得ないとする相当の事由を必要とします。

(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

【趣旨】

子どもの権利を守るため、擁護委員が行う仕事の範囲について規定しています。

【解説】

(第1項第1号)

擁護委員は、子どもを取り巻く実態・実情を踏まえて、子どもが「つらい」と感じる事全てについて相談に応じます。相談を受けて、問題点の整理や対応への助言、他機関の紹介、虐待の場合は通告、協力要請など、必要な支援を行います。

(第1項第2号)

擁護委員は、申立てなどに基づき、また、必要に応じて権利侵害を取り除く観点からその実態や問題点を把握するため、必要な調査を行います。

(第1項第3号)

両者（申立てにおいて、権利の侵害を受けているという者と権利を侵害している者をいう）の食い違い、認識のずれがあった場合に、第三者である擁護委員の介入による客観的な分析、説明により、双方が問題点を再認識されて問題が解決するための作業のことを調整といいます。

調整によっても改善が見られない場合や権利侵害の重大な原因がある場合は、是正に向けて具体的な要請を行います。

(第1項第4号)

特定の個人だけでなく、広く子ども全体に対して権利の侵害が及んでいると思われる制度（仕組み）や運営については、制度や運営方法の改善のための意見を述べることができます。

(第1項第5号)

擁護委員は、第3号に定める要請、第4号に定める意見を述べる際、この内容を公表します。具体的な内容については、条例第31条で規定しています。

(第1項第6号)

擁護委員への申立てなどに基づいて行われた支援活動が終了した子どもで、その後も何らかの支援が必要となると思われる子どもに対して、学校や関係機関との連携を行うなど、見守りなどの支援を行います。

(第1項第7号)

擁護委員の1年間の活動を、区長及び教育委員会に活動報告するとともに、区議会や区民に対しても報告します。擁護委員の活動がオープンであることを示すとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知、広報する活動の一環でもあります。

(第1項第8号)

広報、啓発活動では、擁護委員の仕組みとその活動を広める活動と、子どもの権利に関する条約の締結や世田谷区子どもの権利条例の制定を受けての、子どもの権利を尊重する意識を広める活動が必要となります。

擁護委員が学校に直接出向いて啓発活動をするなど、子どもの権利の普及啓発と、理解の浸透を図ります。

コラム③ 子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」

「せたがやホッと子どもサポート」(せたホッと)は、子どもの権利を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。平成25年4月に設置しました。

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査、調整を行いながら、子どもの関係機関等に対して協力・改善を求めています。



ようごいいん つと (擁護委員の務めなど)	
だい じょう ようごいいん こ けんり ようご こ けんり しんがい と のぞ くちょう 第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、	きょういくいいんかい ほごしゃ くみん じぎょうしゃ い か かんけいきかん れんらく 教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をと
り、きょうりよく こうせい ちゅうりつ しごと り、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。	
2 ようごいいん ち い せいとう せいじてきもくてき りよう 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。	
3 ようごいいん しごと うえ し たにん ひみつ も ようごいいん や 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞め	
あと どうよう た後も同様とします。	

【趣旨】

擁護委員が職務を遂行するうえでの基本的な責務について規定しています。

【解説】

(第1項)

権利侵害を受けている子どもから、その状況を取り除くため、学校や施設の関係機関や保護者などと連携し、常に公正、中立に仕事をしなければならないことを定めています。

(第2項)

擁護委員の立場を政治的に利用することを防ぐための定めです。

また、誰からも公平な判断が期待できると思われるように、世田谷区に対し請負をする法人の役員など、規則で定める職業に就いているものは擁護委員との兼職を禁止しています（施行規則第3条）。

(第3項)

擁護委員は、特別職の公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）に該当し、守秘義務を定める同法第34条が適用されないので、本項の規定を設けて、擁護委員に秘密遵守義務を課しています。

また、区民からの信頼を確保し、制度の有効な活用を促進するため、擁護委員の職を退いたあとも秘密遵守義務を課しています。

ようごいいん きょうりよく (擁護委員への協力など)	
だい じょう ぐ	第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

【趣旨】

区、保護者、区民や事業者などの、擁護委員の活動への協力姿勢などについて規定しています。

【解説】

(第1項)

区の全ての機関は、擁護委員の設置の目的を理解し、その第三者性を尊重して、積極的に擁護委員の活動に協力しなければならないことを定めています。

(第2項)

区の機関以外の保護者や区民、事業者について、擁護委員による調査等、その活動に協力するよう求めています。

(第3項)

区の機関は、区長と教育委員会の附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の職務遂行に関し、独立性を尊重しなければならないことを定めています。

（相談と申立て）	
第29条	次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 （1）区内に住所を有する子ども （2）区内にある事業所で働いている子ども （3）区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども （4）子どもに準ずる者として規則で定める者

【趣旨】

救済の申立てができる人の範囲と救済の対象となる子どもの範囲を規定しています。

【解説】

（第1項第1号）

区内に住所を有する全ての子どもをいいます。

たとえば、区外の学校に通っていてクラスメイトにいじめを受けて困っている子は、区内に住所があれば対象となります。

（第1項第2号）

区外に住んでいるが、区内の事業所で働いている子どもをいいます。

たとえば、区外に住む子どもが、区内で働いているときに、子どもの権利侵害があった場合対象となります。

（第1項第3号）

区外に住んでいるが、区内の学校や児童福祉施設などに通っている子どもをいいます。

児童福祉施設などとは、児童福祉法の第7条に規定する児童福祉施設等で、世田谷区には、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童発達支援センターがあります。

（第1項第4号）

対象となる子どもは、条例第2条で定義する18歳未満の子どものほか、施行規則第5条で定める以下の人も対象とします。

- ・18歳又は19歳であるが、18歳未満の子どもが主として利用する学校や施設に在籍する区内に住所がある人
- ・区内の18歳未満の子どもが主として利用する学校や施設に在籍する区外に住所がある人
- ・世田谷区児童相談所の措置により、区外の里親家庭、または区外の児童養護施設等に住んでいる人

ちょうさ ちょうせい (調査と調整)
第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。
2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。
3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

【趣旨】

擁護委員が行う調査と調整の内容について規定しています。

【解説】

(第1項)

擁護委員は、子どもにとって最も良いことを考慮して、権利を侵害された子どもの救済に適切に対応していくため、申立てに基づく調査と擁護委員が自ら必要と判断した事案について調査を行います。

例外として、施行規則で定める場合は調査をしないことができます（施行規則第6条）。

また、権利を侵害された子どもや保護者以外の者からの申立てで、特定個人の救済に対する調査を行う場合には、調査の実施前に、調査対象本人又は保護者の同意を得る必要があります。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができます（施行規則第7条）。

(第2項)

擁護委員は、区の機関のほか保護者、区民、事業者などに対しても立入り調査や聞き取り調査をし、文書の提出を求めることができます。

ただし、区の機関以外の者に対する調査は、第28条第2項で規定する「擁護委員への協力」の範囲で、調査への協力を求めることになります。

(第3項)

擁護委員の活動は、調査によって問題点を探し改善を要請するという活動だけではなく、子どもの最善の利益を思い、子どもに寄り添って一緒に考えていくことで、是正要請に至る前の調整において、本人に問題解決力がついて終了となることも想定しています。

ようせい いけん (要請と意見など)	だい じょう ようごいいん ちょうさ ちょうせい けつ か こ けんり しんがい と のぞ ひつよう みと 第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認める
ときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。	2 ようごいいん こ けんり しんがい ふせ ひつよう みと かんけいきかん たい 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対して
そのための意見を述べるすることができます。	3 ようせい いけん う くちょう きょういくいいんかい たい ようせい いけん そんちょう てきせつ たいおう 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
4 ようせい いけん う くちょう きょういくいいんかいがい かんけいきかん ようせい いけん そんちょう 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重	し、対応に努めなければなりません。 5 ようごいいん くちょう きょういくいいんかい たい ようせい いけん の たい 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対
応についての報告を求めることができます。	6 ようごいいん ひつよう みと ようせい いけん たいおう ほうこく ないよう こうひよう 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表すること
ができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。	7 ようごいいん きょうぎ ようせい いけん の ようせい いけん ないよう こうひよう 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表
するものとします。	

【趣旨】

擁護委員が行う、関係機関などに対する要請と意見などについて規定しています。

【解説】

(第1項)

区の機関や事業者に対して、口頭による調整だけでは是正されない場合や、改善の実行がいまいと思われる場合など、特に必要と思われる場合には是正の要請を行うことができます。

区民などの個人に対しても、要請はできますが、口頭による話し合いで申立者と調整することが基本となります。

(第2項)

個別の救済事例を通して、子どもに対する制度や仕組み、運営の手順などに問題があると見られる場合など、特に必要と思われる場合に、擁護委員は、制度改善のための意見を述べるすることができます。

第1項、第2項の要請及び意見表明の際は、区長及び教育委員会に事前に通知を行います。

(第3項・第4項)

擁護委員から要請や制度改善のための意見を受けた関係機関などに対して、その要請や意見を受けとめ、その趣旨に沿って、是正に向けた取組みを行なうよう求めています。

特に、区の機関は、擁護委員の考えを尊重して、適切な対応を行わなければなりません。

(第5項)

区長と教育委員会に対しては、是正への対応に実効性をもたせるため、措置の状況について報告を求めることができるとしており、文書で報告することを求めることができます。

それ以外の機関に対しては、報告という形では求めませんが、対応状況は把握しておき、権利の侵害が改善されない場合などの状況が続くなどの状況に応じて、さらなる要請又は意見の公表という手段をとることとしています。

(第6項)

要請や意見の公表は、関係機関などへの要請などに応じてもらえないときなどに実施することを想定しています。公表する要請や意見は、区の機関に対するものに限りません。

公表するときは、申立人などが特定されることのないよう、その個人情報の扱いには十分な配慮を行います。

(第7項)

附属機関である擁護委員は、行政執行上の最終的な意思決定権は有していませんが、自主的・客観的な活動を尊重する趣旨から、要請、意見表明、公表することを仕事に位置づけています。

擁護委員としての活動は、原則独任制で、各擁護委員が単独で職務を行うものとしていますが、要請や意見表明、公表を行うことは、公正・中立の観点から慎重に検討する必要があります。各擁護委員の専門的視点で意見交換を行い、全員による意見の一致を経た協議を必要としています。

みまも しえん (見守りなどの支援)	
だい じょう 第32条	ようごいいん こ けんり しんがい と のぞ 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、かんけいきかん きょうりょく 協力しながら、その子どものみまも しえん 見守りなどの支援をすることができます。

【趣旨・解説】

申立てに係る事案で、権利侵害からの救済活動を終了した子どもに対して、その子どもの置かれた環境や、事案の性格などを総合的に判断して、擁護委員が引き続き見守る必要があるとした子どもについて行ないます。

かつどう ほうこく こうひょう (活動の報告と公表)	
だい じょう 第33条	ようごいいん まいとし く ちょう きょういくいいんかい かつどう ほうこく 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

【趣旨・解説】

各年度の活動報告を区長、教育委員会、区民に対して行ないます。報告と公表によって、擁護委員はその活動について区民の評価を受けます。

区長及び教育委員会に対しては擁護委員が直接報告し、議会には、区長又は教育委員会が報告します。区民には、活動報告会の開催などを通じて報告しています。

ようごいいん しよむ (擁護委員の庶務)	
だい じょう 第34条	ようごいいん しよむ こ わかもぶ おこな 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

【趣旨・解説】

擁護委員は、区長部局及び教育委員会事務局、両執行機関の附属機関ですが、庶務は区長部局（子ども・若者部）が担当します。

そうだん ちょうさせんもんいん (相談・調査専門員)	
だい じょう 第35条	ようごいいん しごと ほさ そうだん ちょうさせんもんいん せつち 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。
2	そうだん ちょうさせんもんいん こ こえ き せんもんか こ ほんにん そうだん おう 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、 ひつよう おう しょうごいいん ほうこく 必要に応じて擁護委員に報告します。
3	そうだん ちょうさせんもんいん こ けんり かん ふきゅうけいはつかつどう じっし 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。
4	ようごいいん じゅん だい じょう きてい そうだん ちょうさせんもんいん てきよう 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

【趣旨】

擁護委員とともに活動する相談・調査専門員について規定しています。

【解説】

(第1項)

擁護委員の活動を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。相談・調査専門員の活動は擁護委員と同様に相談者の個人情報に触れるため、条例に定めています。

(第2項)

相談・調査専門員は、子どもの権利擁護に関する必要な知識、能力、経験を有すると認められる専門家として、子どもなどからの相談の初期対応を担い、必要に応じて擁護委員に報告し、共に活動します。

(第3項)

相談・調査専門員は、学校や児童館などに出向き、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

(第4項)

相談・調査専門員の職務上の義務等について、擁護委員の定めを準用しています。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(第36条～第39条)

本章では、条例の目的を達成するために必要な計画、体制や評価検証の仕組みなどについて定めています。

すいしんけいかく (推進計画)	
だい じょう 第36条	く ちょう 区長は、こ どもについてのせいさく すす 政策を進めていくためのきほん 基本となるけいかく 計画(以下「すす 計画」といいます。)をつく 作ります。
2	く ちょう 区長は、すいしんけいかく 推進計画をつく 作るときは、とうじしゃ 当事者であるこ どもやくみん 区民のい 意見がつか 生かされるようつと 努めなければなりません。
3	く ちょう 区長は、すいしんけいかく 推進計画をつく 作ったときは、すみ 速やかにこうひょう 公表します。

【趣旨】

「推進計画」とは「世田谷区子ども・若者総合計画」のことをいいます。
今後、必要に応じて見直しを行う等、柔軟で適切な対応を図っていきます。

【解説】

(第1項)

推進計画は、条例が目標に掲げる「子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会」を実現する取組みを定めたものです。

(第2項)

当事者である子どもや区民の意見を反映するため、調査や意見聴取を実施します。

(第3項)

計画を策定した際は、速やかに公表するとともに、周知・啓発を図っていきます。

すいしんたいせい (推進体制)	
だい じょう 第37条	く ちょう 区長は、こ どもについてのせいさく けいかくてき 政策的にすす 進めていくためのすいしんたいせい 推進体制をせいび 整備します。

【趣旨・解説】

区長の附属機関である「世田谷区子ども・若者・子育て会議」が計画の進捗管理と・評価・検証を行います。

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化しており、特に、虐待や不登校、貧困等が、子ども期だけで解消されず引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化していることから、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要があります。

くに とうきょうと きょうりょく (国、東京都などとの協 力)
だい じょう く こ 第38条 区は、子どもが自分らしく、ゆた そだ かんきょう せいび 豊かに育つための環境を整備するため、くに とうきょうと どに 協 力 を求めています。

【趣旨・解説】

子どもを取り巻く環境整備については、課題によって区の対応できる範囲を超える対応が求められるため、国・東京都等への要請や連携等を視野に入れています。

ひょうかけんしょう (評価検証など)
だい じょう くちょう こ 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、だいさんしゃきかん 第三者機関 による ちょうさ ひょうかけんしょう おこな たいせい せいび 調査と評価検証を行う体制を整備します。
2 くちょう ひょうか けんしょう あ とうじしゃ こ くみん いけん い 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよ う努めなければなりません。

【趣旨】

評価検証は、今までの取組みの点検や見直しを行い、新たな取組みに繋げていくための重要な役割をもちます。

子どもの権利擁護機関「せたがやホッとこどもサポート」が既に実施している子どもの権利侵害に対する個別救済に加えて、区の施策や事業において、子どもの権利が保障されているかを評価検証する機関を新たに設置することとしました。

【解説】

(第1項)

子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制の整備等に関して、新たに「世田谷区子どもの権利委員会」を設置することを、「世田谷区子どもの権利委員会条例」で定めます。

「世田谷区子どもの権利委員会」は、当事者である子どもの声を聴きながら、区の実施する施策において子どもの権利が保障されているかを調査・評価・検証し、政策提言に繋げていきます。

(第2項)

評価・検証には専門的な視点だけではなく、その施策の対象となる区民の視点も必要であり、とりわけ、当事者である子どもが評価に加わることが大切です。声をあげにくい子どもへの工夫や配慮を行いながら量的調査と質的調査の両面において子どもの声を聴き、評価検証に反映するとともに、子どもたちへのフィードバックも含めたプロセスを循環させていきます。

第7章 雑則

(第40条)

いにん
(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

【趣旨・解説】

この条例の施行に関し必要な事項を、区長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

コラム④ 「子どもの権利の普及啓発」

条例と条例を実現するための計画ができたことを周知するパンフレットを、小学生～高校生世代の編集メンバーとともに作成し、学校や子どもの居場所となる施設などで配布しました。

今後も、創意工夫のもとで、子どもの権利条例を普及啓発する取組みを進めていきます。



世田谷区子どもの権利条例

	へいせい ねん がつ か じょうれいだい ごう 平成13年12月10日 条 例 第64号
かいせい 改正	
	へいせい ねん がつ か じょうれいだい ごう 平成24年12月10日 条 例 第82号
	へいせい ねん がつ か じょうれいだい ごう 平成26年3月7日 条 例 第14号
	れいわ ねん がつ か じょうれいだい ごう 令和2年3月4日 条 例 第11号
	れいわ ねん がつ か じょうれいだい ごう 令和7年3月5日 条 例 第68号
もくじ 目次	
ぜんぶん 前文	
だい しょう そうそく だい じょう だい じょう 第1章 総則（第1条－第3条）	
だい しょう こ けんり だい じょう だい じょう 第2章 子どもの権利（第4条－第9条）	
だい しょう こ こそだ ささ あ ちいき だい じょう だい 第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条－第14条）	
だい しょう きほん せいさく だい じょう だい じょう 第4章 基本となる政策（第15条－第24条）	
だい しょう こ けんりようご だい じょう だい じょう 第5章 子どもの権利擁護（第25条－第35条）	
だい しょう すいしんけいかく すいしんたいせい ひょうかけんしょう だい じょう だい 第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条－第39条）	
だい しょう ざっそく だい じょう 第7章 雑則（第40条）	
ふそく 附則	

（子どもの意見表 明）

1. 子どもの思い

わたし じぶん いけん おも う よろこ かん
私 たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜 びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

わたし みらい きぼう
私 たちの未来にもっと希望をもちたいです。

じぶん さまざま せんたく じぶん い
自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

こ どうし こうりゅう きかい ふ
子ども同士が交 流 し、つながる機会を増やしたいです。

あんしん ばしょ ふ
安心できる場所を増やしたいです。

じゅう 自由に、やりたいことにチャレンジして、まな ふか せいちょう
自由に、学びを深め、成 長 していきたいです。

おとな いけん おも とど
大人に意見や思いを届けたいです。

おも せたがや
こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

おとなせだい まえ こ せだい まえ ちが
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。
おとな じぶん こ そんちょう あ とき なも おも だ こ
大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと
おな めせん た む あ
同じ目線に立って向き合ってほしいです。

こ 子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、わたし
ことば おも しん
言葉や思いを信じてください。

ことば おも う うえ む あ
そして、言葉や思いをしっかりと受けとめた上で向き合ってください。
いけん おも そんちょう あ なに おそ じゅう はつげん
みんなが意見や思いを 尊 重 し合って、何かを恐れずに、自由に発言
ひょうげん かんきょう ほ
や表 現 できる環 境 が欲しいです。

こせい みと じぶん い たようせい そんちょう
個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が 尊 重 されることが
ひつよう
必要です。

こうきしん たいけん きかい そだ まな と い
好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入
れてほしいです。

こ あんしん きょういく う たよう かんきょう ほ
すべての子どもが安心でき、教 育 を受けられる多様な環 境 が欲しい
です。

いろいろな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所
を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている 姿 」も見
てください。

わたし しんろ えら ひとり あ おうえん
私 たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応 援 をしてく
ださい。

く おとな けついひょうめい
（区や大人の決意表 明）

こ う いま い けんり しゅたい
子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

こ じだい しゅい ひと いけん おも う けいけん
子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、
こ あんしん じしん こ い おお ちから
子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな 力 となります。

わたし く おとな こ おも たいせつ う こ
私 たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって
いちばん なに しんけん かんが たいわ こた どりよく
一番よいことは何かを真剣に 考 え、対話し、応えていくよう努力し
ます。

こ 子どもたちがこの 条 例 を通じて、自分に権利があること、また、大人
ほか こ けんり し しゃかい せきにん
や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある
せいかつ おく うえ たいせつ たが けんり そんちょう しんらいかんけい
生活を送る上で、大切なお互いの権利の 尊 重 や、信頼関係の
こうちく
構築につながります。

わたし く おとな いま みらい こ こえ
私 たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を
き たいわ ちいき こ ささ こ ちいき ゆた
聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、
だれ ささ あ ちいき つと
誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

こ じょうれい にほんこくけんぽう こ けんりじょうやく へいせいがんねん ねん
この 条 例 は、日本国憲法、子どもの権利 条 約（平成元年（1989年）
こつはつか こくさいれんこうそうかい さいたく じどう けんり かん じょうやく
11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する 条 約」

をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

わたし く おとな こ けんり しゅたい ひとり こ
私 たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子ども
ゆた そだ ほしょう じぶん しあわ いま い あした
が豊かに育つことが保障され、自分らしく 幸 せな今を生き、明日から
ひ おも しゃかい じつげん
もよい日と思える社会を実現していきます。

第1章 総則

（ 条 例 制定の趣旨）

だい じょう じょうれい こ けんり あ まえ ほしょう ぶんか
第1条 この 条 例 は、子どもの権利が当たり前に保障される文化を
ひとり ひと こ いま じぶん しあわ い あす
つくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく 幸 せに生きて、明日
きぼう いだ ゆた そだ しゃかい
に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための
きほんてき ことから さだ
基本的な事柄を定めるものです。

（言葉の意味）

だい じょう じょうれい こ づぎ ひと
第2条 この 条 例 において「子ども」とは、次の人のことをいいま
す。

- （1）まだ18歳になっていないすべてのひと
- （2）この 条 例 の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人
どうとう けんり みと てきとう みと ひと
と同等の権利を認めることが適当であると認められる人
- 2 この 条 例 において「大人」とは、過去に子どもであったすべての
ひと
人のことをいいます。
- 3 この 条 例 において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親そ
た こ おや か しょうい ひと
の他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 4 この 条 例 において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる
だんたい こ かか じぎょうしゃ くない こ そだ
団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、
まな かつどう す ばしょ しえん
学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援
する組織団体・法人のことをいいます。
- 5 この 条 例 において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の

なか かか たよう おとな こ ちいき かつどう そしきだんたい ほうしん
中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人の
ことをいいます。

6 この条 例 において「区」とは、区 長 部 局 のほか、教 育 委 員 会 な
どの行 政 委 員 会 も含めたすべての執行機関のことをいいます。
(条 例 の 目 標)

第3 条 この条 例 の 目 標 は、次のとおりとします。

(1)子どもが考 える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジでき
るまち」をつくります。

(2)子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分
らしく、幸 せ に生きる権利をもっています。私 たち区や大人は、子
どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって 最
もよいことを考 え、実現していきます。

(3)子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人
によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子ども
の権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継 承 し
ていきます。

第2 章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4 条 平成元年(1989年)11月20日に国際連合総会で採択され
た「児童の権利に関する条 約」(以下「子どもの権利条 約」といい
ます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定め
ます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQ
などの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障 害 の有無
など(以下「年齢など」といいます。)にかかわらず、すべての子ども
に保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するため
の政策の実施に当たっては、年齢などに十 分 に配慮しなければな
りません。

(1)いかなる理由でも差別されない権利

(2)子どもに関係のあることが決められ、行 われるときは、子ども
にとって 最 もよいことが何かを考 えられる権利

(3)生きる権利と成 長 ・発達する権利

(4)自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを
表 明 する権利

(自分らしくいられる権利)

第5 条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に
掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分らしくいられ、個性が尊 重 される権利

(2)公正に評 価 される権利

(豊かに過ごす権利)

第6 条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成 長 ・発達
させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障
されなければなりません。

(1)今も将 来 も豊かに生きるができる権利

(2)自分のやりたいことを追 求 できる権利

(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4)自分が知りたい情 報 を得られる権利

(5)心 や身体が疲れた時に休 息 することができる権利

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7 条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受

けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障さ

れなければなりません。

(1)安全で安心して生きるができる権利

(2)健康に暮らせる権利

(3)生活 環 境 と自然 環 境 が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8 条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。

そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分で選択して自由に自己決定できる権利

(2)自分らしく学び、成 長 ・発達できる権利

(3)様々なことに挑 戦 して失敗できる権利

(意見を表 明 し、参加・参画する権利)

第9 条 子どもは、自分の意見や思いを表 明 し、自分に関わること

に参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる
権利が保障されなければなりません。

(1)意見や思いを様々な方法で表 することが出来る権利

(2)対話をして協 働 する権利

(3)地域に参画する権利

第3 章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者の役割など)

第10 条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって 最 も
よいことを第一に考 え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子
どもに寄り添い、成 長 ・発達を支え、子どもの身近な安全基地とな
る大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子
どもの意思に反していたり、成 長 ・発達の機会を奪うことになってい
たりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに
考 えます。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。
保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障
されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる
事業 者 の責務)

第11 条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子ども
に関わる事業 者 は、子どもが人間性を豊かにし、将 来 への可能
性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊 重 し、子どもの権利
を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わ
る事業 者 は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事
業 者 と連携・協 力 する責務があります。

3 子どもに関わる事業 者 は、その雇用する労働者が子育てをしや
すい環 境 を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに
育つことができるよう配慮しながら事業活動を 行 う責務がありま
す。

(区民・団体・事業 者 の役割)

第12 条 区民・団体・事業 者 は、地域の中で、子どもと子育てをし
ている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという
意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業 者 は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環 境 の整

び つと じぎょうかつどう こ けんり ほしろう
備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

く せきむ
(区の責務)
だい じょう く こ けんり ほしろう せいさく そうごうてき じっし
第13 条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

く こ せいさく じっし ほごしや がっこう こ
2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、
く けん だんたい じぎょうしや れんけい きょうどう こ いしえん てんかい
区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

ちいき なか ささ こ
(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)
だい じょう く こ ふく く けん ちいき なか ささ こ
第14 条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。

だい しょう きほん せいさく
第4 章 基本となる政策
(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

だい じょう く さまざま ばめん きかい こ たよう いけん おも う
第15 条 区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

く こ しゅたい あんしん いけんひようめい にがて こ いけん
2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができ
かいぎ じっし かいぎがい いけんひようめい ば かくほ
きる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、
こ ちいきしやかい しゅたい さんか さんかく しく
子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めています。

く さまざま くふう いけんひようめい にがて こ いけん
3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めています。

く こ いけん おも たいせつ けい しん いけん おも
4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めています。
(子どもの居場所づくり)

だい じょう く こ ひつよう かんが たよう いばしょ いばしょ
第16 条 区は、子どもが必要と考え、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めています。

く こ いごこち あんしん す くわ
2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めています。

(1) 子どもの権利の視点から、自由が自分らしくいられること。
(2) 区の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。
(3) 自分のことを自分で決められること。

がっこう こ かが しせつ こ かが だんたい こ かが
3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めています。

ぎゃくたい よぼう
(虐待の予防など)

だい じょう だれ こ ぎゃくたい
第17 条 誰でも、子どもを虐待してはなりません。

く ぎゃくたい よぼう がっこう こ かが しせつ こ
2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。

く ぎゃくたい そうき はっけん こ いのち あんぜん まも
3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、

じどうそうだんじよ こ かにいしえん きょうりよく れんけい こ
児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広がるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

さべつ よぼう
(いじめや差別の予防など)

だい じょう だれ さべつ
第18 条 誰でも、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

く さべつ よぼう へんこく
2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広がるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

ひんこん たいはく
(貧困などの対策)

だい じょう だれ ひんこん かんれん う そだ かんきよう
第19 条 誰でも、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

く ひんこん ぼうし かいしやう む こ げんざい しょうらい
2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めています。

けんこう かんきよう
(健康と環境づくり)

だい じょう く こ けんこう ほじ そうしん こ
第20 条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良質な環境を整備するよう努めています。

こ けんりがくしゅう しえん
(子どもの権利学習の支援)

だい じょう く こ けんり がくしゅう しえん
第21 条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めています。

く かが おとな こ けんり りかい こ
2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めています。

こそだ しえん けいせい
(子育て支援ネットワークの形成)

だい じょう く こ そだ こ ほごしやこじん せきじん
第22 条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

く たよう しゅたい こそだ しえん けいせい
2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中核的な役割を担います。

じんざいいくせい
(人材育成)

だい じょう く こ いけんけいせい いけんひようめい しえん ひつよう
第23 条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めています。

く いけんけいせい いけんひようめい しえん じんざい けいぞくてき
2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めています。

ふきゅうけいはつ
(普及啓発)

だい じょう く じょうれい そんざい りねん く けん
第24 条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めています。

く さまざま くふう にゅうようじ かく こ たい
2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 子どもの権利擁護 (世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

2 擁護委員は、5人以上とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8)子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡を取り、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力など)

第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

(相談と申立て)

第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰でも、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1)区内に住所を有する子ども

(2)区内にある事業所で働いている子ども

(3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4)子どもに準ずる者として規則で定める者

(調査と調整)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

（相談・調査専門員）
第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（推進計画）

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

（推進体制）

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

（国、東京都などとの協力）

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

（評価検証など）

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則（委任）

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則（平成24年12月10日条例第82号抄）

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行）

附則（平成26年3月7日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則（令和2年3月4日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附則（令和7年3月5日条例第68号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正）

2 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例

第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子どもの権利条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号
改正
平成28年1月29日規則第14号
令和2年12月8日規則第129号
令和7年3月5日規則第29号

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（兼職の禁止）

第3条 擁護委員（条例第25条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

（申立て）

第4条 申立て（条例第29条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

（子どもに準ずる者）

第5条 条例第29条第4号の子どもに準ずる者として規則で定める者は、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

（1）区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

（2）区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所している者

（3）前2号に掲げるもののほか、世田谷区児童相談所による措置を受けている者

（調査をしないことができる場合）

第6条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

（2）現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定してい

る場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽又はその他の理由により調査（条例第30条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第30条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立て者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。（調査の同意）

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

（調査の実施）

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等（条例第27条第1項に規定する関係機関などをいう。以下同じ。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止）

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立て者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者（以下「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立て者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（要請及び意見）

第11条 擁護委員は、要請（条例第31条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。）をし、又は意見（同条第2項

に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。）を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、申立て者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（対応についての報告）

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第31条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立て者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書（第9号様式）によりその内容を通知するものとする。

（公表）

第13条 条例第31条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第33条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員（条例第35条第1項の相談・調査専門員をいう。）は、調査又は調整（条例第30条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。）をするときは、身分証明書（第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（擁護委員会議）

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

（委任）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月8日規則第129号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月5日規則第29号）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の第4条第1項の規定によりされた申立ては、この規則による改正後の第4条第1項の規定によりされた申立てとみなす。



世田谷区子どもの権利条例
解説版

(初版 令和7年11月1日)

【問い合わせ先】

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課
電話 03-5432-2528